

# 平成28年度 第6回 江別市自治基本条例検討委員会

## 会議録（要点筆記）

日 時：平成28年12月26日(月) 13時35分～16時30分

場 所：江別市民会館 23号

出席者：石黒匡人委員長、深瀬禎一副委員長、伊藤雅康委員、田口智子委員、山元規子委員  
工藤多希子委員、後藤一樹委員、小山千賀子委員（計8名）

事務局：高橋生活環境部長、湯藤生活環境部次長、堂前市民生活課参事、橋本主査、  
高橋主事

傍聴者数：2名

### 資料

- ・資料：検討委員会での意見集約結果（第5回まで）

### 会議概要

#### 1 開会

##### (1) 市民からの意見・要望書の取り扱い

- ・石黒委員長より、12月13日に深瀬副委員長同席のもと、市民（中井和夫氏）の意見聞き取りを行った旨報告あり。
- ・第5回江別市自治基本条例検討委員会において保留となっていた要望書の内容も検討委員会の資料として公開することとする。

##### (2) 第4回検討委員会会議録の確認について

- ・修正依頼なし。

#### 2 議事

##### (1) 各章・各条項の現状評価と課題について

###### ①第1章「総則」

###### ○事務局

第1章「総則」のうち第1条「目的」について、第1回江別市自治基本条例検討委員会の資料1（以下「資料1」）に沿って説明。

###### ○石黒委員長

何か意見はあるか。

###### ○各委員

なし。

###### ○石黒委員長

では、第1条「目的」については、これで終了する。

○事務局

第1章「総則」のうち第2条「定義」について、資料1に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第2条「定義」については、これで終了する。

○事務局

第1章「総則」のうち第3条「市民自治の基本理念」について、資料1に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第3条「市民自治の基本理念」については、これで終了する。

○事務局

第1章「総則」のうち第4条「市民自治の基本原則」について、資料1に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第4条「市民自治の基本原則」については、これで終了する。

○事務局

第1章「総則」のうち第5条「この条例の位置付け」について、資料1に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○伊藤委員

第2項「市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない」とあるが、具体的にどのようなことを行い、整合性を図っているのか。

○事務局

条例の場合は議会の議決により制定し、規則の場合は市長が制定するが、それぞれのテーマに応じて、担当課が条例規則等の考え方を整理し、原案を作成する。まずは、担当課で自治基本条例との整合性を確認したのち、さらに総務課法制係において齟齬がないかどうか等の確認をしている。

○石黒委員長

自治基本条例の所管部局は他の条例の確認をしている訳ではないのか。

○事務局

我々がチェック機能を果たしている訳ではない。

○石黒委員長

法制部局がチェックしているということである。他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第5条「この条例の位置付け」については、これで終了する。

(2) これまでの検討結果及び方向性の確認について

○事務局

検討委員会での意見集約結果（第5回まで）（以下、「意見集約結果」）に基づき、前文から第3章まで説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○深瀬副委員長

条文自体は問題ないと思うが、市民にどう周知するかが問題だと思う。市民に知られていないので、せつかくいいことが書かれていても市民がわかっていない。そのため、分かってもらうための手段が必要である。条例を何回かに分けて市民に提示したらどうか。しかし、実際にどこでどういう働きかけをすればいいかが分からないため、もう少し検討すると思う。条例では、市民の責務は、ぼかして書かれており、市民に責務があると強く言っていない。条文自体ではなく、運用のほうに問題があると思う。

○石黒委員長

条例の認知度を高めるための取り組みについてである。前回の見直し時にも取り上げられていたが、改善されていない。今、市民の責務が取り上げられたが、責務だけではなく、条例自体の理解についても必要である。他に何か意見はあるか。

○伊藤委員

「市は」と市が主語になっているところについて、自治基本条例は市民の自主性を尊重していると思うので、市が市民に責務を認識させる、また、市が引っ張るという対応をするのではなく、市民がお互いにどのように刺激し合って伸ばしていくのか、それを考えていくべきだと思う。

○石黒委員長

たしかにそうである。

○事務局

意見集約結果の文案が、市の視点に立ったものになってしまった。伊藤委員のご指摘のとおり、市民がいかにまちづくりに取り組んでいけるのかというところが6条及び7条の趣旨かと思う。再度精査したい。

○石黒委員長

意見集約結果の11ページ第25条第1項、第2項に、市民同士が協働しやすくするという内容が入っている。

○田口委員

市民だけでは自立性は難しい。協働について、市のほうが努力して行い、市民や自治会ができることを行う。それぞれ役割が違い、違う役割を果たすことで同じ目的が果たせると思う。市民だけが活動をしていくのは難しい。双方があって成り立つと思う。

○伊藤委員

先ほど事務局が、「市が中心になるのではなくて」という趣旨の話をしていたが、市民が活動しやすい状況に持っていくことが必要である。

○石黒委員長

他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

条例はこのままで取り組みを変えていくということによろしいか。何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、前文から第3章までについては、これで終了する。

○事務局

意見集約結果に基づき、第4章から第6章まで説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○伊藤委員

地方公共団体と自治会との関係で、地方公共団体が自治会に対して強制力のある取り組みを実施することができるのかどうか、両者の立ち位置について、法的にはどのような関係なのか教えてほしい。

○事務局

市と自治会はそれぞれ別の組織で、市は市民全体へのサービス提供、自治会は特定の地域において住みやすくなるよう活動をしているため、自治会には市のまちづくりの一端を行っていただいている。また、自治会は任意団体である。市は自治会に「やっていただけないか」とお願いはできるが、「やりなさい」とは言えない。自治会については、協働のパートナーとして、できる範囲で行政が協力してほしい役割をお願いしている。自治会は、自分たちが住む地域に関して、行政に要望するところは要望し、お互いにできることを補完し合う。それぞれ違う団体である。

○伊藤委員

2000年くらいの地方自治法改正時に、自治会と市の立ち位置がどのように変わったのか分からなかったため、先ほど聞いてみた。

○深瀬副委員長

事務局の説明のとおりだと思う。自治会は市から何か請け負うこともあるが、自治会は自分たちの地域の安心・安全を守る。市に事務局がある自治会連絡協議会との連携はあるが、市直接とはほとんどない。自治会には大小があり、小さいところは40戸くらい、大

きいところは1, 000戸くらいある。また、先進的な考え方のところもあれば、そうではないところもあるため、束ねるのは大変である。何かやるときに、うまくいく自治会もあるし、そうではない自治会もある。同じようには考えられないため、難しい。

○石黒委員長

自治会と一口にいても、統一的には考えられない。それを踏まえた連携が必要。

○伊藤委員

8ページの方向性に「働きかけ」とあるが、働きかけの内容について、市と自治会の関係を踏まえると、対等なもの同士の間の働きかけが必要である。働きかけの仕方は精査しないといけない。

○石黒委員長

実情を踏まえて働きかける。江別の話ではないが、自治会は行政の下請けであるという声が聞かれるところもあるので、自治会の自主的な活動を阻害してはいけない。様々なことに配慮しながら、市民自治が進むように働きかけることをお願いしたい。他に何か意見はあるか。条文自体はよいという意見だったが、総合計画の関係で情報提供が十分ではないのではないかとか、行政評価の範囲が限られているので、全体にわたるような条文に変えたほうがよいのではないかとかの意見もあるがいかがか。行政評価の対象について、行政評価のところで各事業の評価表に自治基本条例との関わりのような項目が入っていないと思う。単に項目を入れればよいという訳ではないが。他に何かあるか。

○工藤委員

協働とは、パートナーとしてお互いに認め合いながら進めていくことだと思うが、防災に関する取り組みについては、市と自治会がお互いに認め合えずに責任を転嫁している気がする。義務付けてもいいと思うが、そうではないようである。それぞれの役割について細かいところまで明確に位置付けていかないと責任を転嫁し合っていくのではないかと思う。

○石黒委員長

自治会と市で、要綱や協定等は結んでいるのか。

○事務局

協定までではない。対等の立場で説明をしたりするなどして進めている。深瀬副委員長のおっしゃるとおり、自治会によっては温度差があるので、難しいと思われる。

○石黒委員長

できるところからモデル協定を結んで、取り組みを広げていくなど、働きかけを工夫してもらうのはどうか。

○事務局

第17条の条文を審議していただいた際には、「避難制度はせっかくいい制度なのに広がっていないので、もう少しなんらかの働きかけをして広げていく努力をしてはどうか」という意見があったように思う。市と自治会がお互いに責任転嫁という意識はないと思うが、それぞれの立場や考えを率直に話し合いながら、できるところから進めさせていただいていると思う。この条文を審議した時に、こういった制度を広げていく努力は市がしていくべきだというご意見をいただいたと認識していた。

○工藤委員

なかなかいい言葉が見つからなくて、説明がうまくできないが、義務付けることも大事だと思う。義務という言葉では重くなってしまうので、言葉は考慮していただきたいが。ただ、お互いに転嫁しているという話は、江別市でということではなく、他の自治会から市がやってくれたらよかったのにとという話を耳にしたので言った。お互いに努力しているのにコミュニケーションがとれていないためにそうなってしまっていると思うので、江別市がそうならないためにと意を出した。

○石黒委員長

第6章の方向性の中に、ホームページなどによる情報提供ついでの話があるが、情報共有の推進など改めて言わなければならないことは多々あると思う。現状では十分ではない。協働のまちづくりを進めるうえで一番大きな団体は、自治会だと思う。その自治会で喫緊の課題が高齢化であり、ここで課題として取り上げている。まずは高齢者にも配慮したものとすることから始めてみてはどうかということである。他に何かあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第4章から第6章までについては、これで終了する。

○事務局

意見集約結果に基づき、第7章を説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○伊藤委員

マンガ冊子の大人版の話だが、例えば法学の世界では、逐条ごとの解説書はかなり専門的な人が使うもので、大学の授業で使う本でも、条文については本の中にはほぼ出てこず、その法律がどういうことを決めているものなのかという概説をしている。今回の大人版のマンガ冊子も、「条文と解説」のような条文1つ1つについて意味を解説するというスタイルのものではなく、条文の趣旨、原則、何を実現するためのものかということが市民に理解されればよいと思う。そういう意味では、子ども向けの大人版を考えるとよいと思う。

○石黒委員長

そういう内容を含めた大人版を作るといいということである。他に何かあるか。11ページ第24条の方向性の最後に「市民参加条例の解説を分かりやすくしたほうがいいのでは」という内容があるが、市民参加条例だけではなく、自治基本条例の解説について意見はあるか。

○小山委員

自治基本条例の解説も分かりやすくしたほうが良いと思う。

○石黒委員長

市民参加条例だけではなく、自治基本条例の解説も分かりやすくする必要がある。解説を変えるというよりは、解説とは別のパンフレットに近いものがないかもしれない。

○事務局

解説とは違った分かりやすさを重視した何か刊行物ということによろしいか。

○石黒委員長

ただ、この「条文と解説」は、一般の方だけではなく役所の人でも解説は使うと思うので、これはこれで必要だと思う。

○事務局

視点を変えたものが必要かもしれない。

○小山委員

できれば、中学生くらいが分かる言葉を使うといいと思う。市が行っているいろいろなことに参加しようと思うような分かりやすい内容にしたほうがいい。

○石黒委員長

市民参加条例だけではなく、自治基本条例のほうも解説の改訂が必要だということである。

○後藤委員

まず、条例の背景や条例自体がなぜ必要かということが分からなければ、スタートラインに立たないと思う。実際に、これがなくても何も関係ないと思うようなものであったら、何も効力がないのではないか。自治基本条例がなぜできたのかということを知られたときに何と答えるのか。なぜこの条例に沿ってやらないといけないのか、違反したらどういうことが起こるのかが今ひとつ分からない。なぜ条例が必要なのか、背景は何なのか。国から言われて作ったのか。

○石黒委員長

自治基本条例は全国どこにでもあるわけではない。北海道は比較的多い。

○事務局

「条文と解説」の最後のページに条例ができるまでの経緯は書いている。行政だけの力では多様な市民のニーズに対応できなくなった。そのため、ニセコ町や札幌市等においてまちづくりの根幹になる決まりが必要ではないか、市民と行政が共にまちづくりをしなければならぬのではないかという流れとなり条例が制定されていったと思う。その流れを受けて、江別市も平成17年に市民懇話会を立ち上げ、平成21年7月の施行まで4年かけてまちづくりの決まりを議論した。

○後藤委員

責務という言葉の意味が問われている気がする。やるのかやなくていいのか、がんばろうという努力規定なのか、よく分からない。辞書によると、責務は義務を遂行するための責任という意味のようだ。この条例は根本的に必要に駆られてできたのか、時代の流れで何となくできたのか。行政が主導して市民が動いたほうがいいのではないか、命に関わるものについては義務的にやったほうがいいのではないかと意見はある。あやふやでどう広めていくのか、広めていく必要性は何か。市民協働は必要なことだとは思いますが、本当に必要なのか見えにくい。そのために、広めようとしても難しい。分かりやすい解説が大事になってくると思う。難しい言葉による解説なら余計分からない。

○石黒委員長

いろいろな考えがあり、1つだけではないと思う。人によって自治基本条例はいらぬという人もいるだろう。実際作っていない自治体もたくさんある。条例がなくても協働のまちづくり宣言を行っているところもある。条例を作っていないにしても、協働を進めて

いかないといけないと考えている自治体は多い。地方自治法の大改正があって、国がルールを決めたが、自治体が自主的にやれる部分は小さく、地域によって実情が異なるため、実情に合ったものを地域住民の意思で決めなければならないという考えがでてきた。声なき声もあるだろうし、住民が自ら参加して決めなければならないという流れになってきた。また、もう1つはお金の問題もあると思う。国の財政状況が厳しくなり、自治体に交付金を満足に振り分けることが出来なくなってきて、従来やっていたものを切っていく時代になった。そうすると、やるかやらないかなどの判断は地域で決めなければならないとの考えになった。現実の必要性と法制度の変化、市民の意識の高まりが関係して、自治基本条例を作る自治体が増えたと思う。条例は法であるため、違反したら違法になる。基本的なルールは、議会で決める条例として、最高規範である条例の形で決める。条例である以上、従わなければならない。出発点は、市民が自ら参加して決めるルールであるため、当然義務だとなるはずだが、様々な意見があるため、責務という表現となった。もし、市民の自主性・自発性が高まったら、なぜこのような条例を作ったのかと言われる時代が来るかもしれない。これはあくまで私の考えなので、他にもいろいろな意見があると思う。

○後藤委員

市としての方針はどうか。

○事務局

石黒委員長のおっしゃるとおりである。

○山元委員

地域でコミュニケーションが取りづらい状態になっていると思う。昔は地域でコミュニケーションが取れていたから、おそらく条例が必要ない時代だったと思うが、今は情報を公開してもらえなかったりして、上からお願いされても動けない状況だと思う。何か規範があることで市民の意識が高まると思うので、この条例がきっかけになったらいいと思う。

○石黒委員長

先ほど条例が必要だと思っている人の考えをいくつか述べさせてもらった。ある学者は、自治基本条例は改革運動、協働のまちづくりを進めていく運動の一環であるとおっしゃっていた。たしか、市長も公約としていたのではなかったか。

○事務局

協働のまちづくりは、まちづくりの根幹として総合計画の未来戦略に掲げている。

○田口委員

一般的にまちづくりに関する条例は、市民と議論しながら、内容を監修して作ると思う。

○石黒委員長

たしかにそうである。自治基本条例は最高規範で、憲法のようなものであるため、一部のひとと市役所と議会だけで行っては良くないということである。住民投票で決めたほうがいいという意見もある。将来的には住民投票で決めたほうがいいという意見が出るような状況になればいいと思うが、現実には難しいかもしれない。

○後藤委員

危機感・必要に駆られないと、なかなか人は動かない。

#### ○石黒委員長

危機管理・防災対策は、本当に危機が来る前にやる必要があるため、自治基本条例の中に規定が盛り込まれている。この規定は、どこの市町村の条例にも必ずしも入っている訳ではないと思う。おそらく、市民の意見によって盛り込まれた条文だと思う。自治基本条例の取り組みの中にそういった部分も含まれているということである。他に何かあるか。

#### ○深瀬副委員長

例えば、この「条文と解説」を配っても、もらった人は長くて読まない。いかに分かりやすくするかが、パンフレットを作るときの課題になると思う。市民に読んでもらうとなったら相当難しい。以前、市で新人向研修の際などに配付している1枚もののパンフレットをもらい、役員会で配って見たが、難しいという反応だった。そのため、よほど分かりやすいパンフレットを作らないと、読んでもらうのは難しいかもしれない。

#### ○石黒委員長

もしかしたら、パンフレットを作る際に、市から自治会等に協力要請や相談をするといいいのかもしれない。

#### ○事務局

今の解説書の内容では難しいという意見を多くいただいたことから、例えば、先ほど田口委員の意見にあった市民に参画していただくという視点も取り入れながら、手に取ってもらい、読んでもらうようなパンフレットにするための手法を来年度以降検討したい。

#### ○田口委員

市民の意見を取り入れていく手段として挙げた。または、情報媒体として広報えべつの評価が高かったので、広報えべつを利用してまとめていく、さらに、最近ペットボトルに俳句が掲載されているように、江別の特産物に自治基本条例を載せるなど方法は様々あると思う。自治基本条例を身近なものだということを知ってもらい必要があると思う。

#### ○事務局

ご指摘のとおりで、行政が作るとこのようないわゆる行政用語を多く使った解説書になりがちで、いかに分かりやすく、柔らかく、市民に読む気になってもらうものを作るのが大事だと思う。市民のご意見もいただきながら作るというのは重要だと思う。

#### ○石黒委員長

例えば、危機対策・防災の規定について、訓練の際などにも、自治基本条例にこういう条文があってこれを受けてやっているということを伝え、日々のいろいろな行事や取り組みの際にもPR・周知していくと条例を理解してもらえらると思う。抽象的に「理解しましょう」というよりは、具体的にやっていることに触れるといいと思う。情報共有、市民参加、協働など、どんなことにも関係してくると思う。事務局には、いくつかのアイデアを参考にやっていただけたらと思う。市民を巻き込むと、巻き込まれた人は否応なく条例を知ることになると思う。あと、11ページ方向性の1番上に「審議会委員の選任に関する情報をできるだけ公表」とあるが、市民委員の人数の規定の話もあったかと思う。一律ではないとのことであったが、審議会ごとに違うと思うので、選任の情報のみではなく、選任の仕方も工夫する必要はあると思う。市民委員に応募して委員になれなかった人にも何らかの形で参加できるような配慮をできないか。0か1ではなく、外れた場合の参加の

仕方についても工夫があるといい。委員にはなれないが、意見があればあらかじめ出してもらうなど、応募した人の意見として取り上げるのはどうか。ただ、市民委員になれなかった人が多いなど、審議会・委員会によって事情は様々あると思うので、一律にはできないと思うが、工夫をお願いしたい。また、10ページの下の方角性にある「パブリックコメントが知られていないのではないか」という文章は、方向性ではないため、「パブリックコメントがあまり知られていないので理解してもらうよう進めていく」というような内容でよろしいか。

○事務局

分かりにくい書き方になってしまった。アンケート調査の問11で市民参加を推進するために有効なこととして多かったのが、1番目にアンケート調査、2番目に市民説明会、3番目に市に意見が出せる制度、4番目に市民が話し合える場、5番目にパブリックコメントであり、パブリックコメントの知名度が低かった。全体的な市民参加の手法として、パブリックコメントを含めて様々な手法があるということ議論していただけたらと思う。

○石黒委員長

パブリックコメントも、ある意味、市に意見が出せる制度である。答えた市民の中にも、パブリックコメントを知っていて、それとは別に市に意見が出せる制度があると思って回答した人もいるかもしれないが、パブリックコメントも含めて市に意見が出せる制度として答えた人がいるかもしれない。

○事務局

確かに、意見が出せる制度はパブリックコメントも含まれるが、市としてはいわゆる政策提案のような制度を想定してアンケートを作成した。

○石黒委員長

市民参加条例の認知度自体も低いですが、その件についても何か意見はあるか。市民が話し合える場について、何を想定して答えたのだろうか。もしかしたら、ワークショップを想定して答えた人もいたかもしれない。市民参加条例の制定委員会か4年前の自治基本条例の検討委員会にて、ワークショップに参加したことで関心を持ち、応募された市民委員がいたように思う。そういう意味では、ワークショップは参加しやすいのかもしれない。

○事務局

市民参加条例制定委員会の市民委員の選定方法は、今、石黒委員長がおっしゃったとおりである。ワークショップに参加した人に対して委員を希望されるかどうか確認した。

○石黒委員長

ワークショップも有効だと思う。市民参加条例の認知度アップ、あるいは市民参加の手法において、アンケートとともに、市民にとって馴染み深いものであった可能性がある。市民参加の手法の理解を深めるための方策など、何か意見はあるか。

○伊藤委員

請願は年間どのくらいの件数があるのか。

○事務局

請願は、市民の方からの要望をできるだけ市政に反映させる方法の一つで、議員の紹介があるものである。平成27年度3件、平成26年度8件、平成25年度4件であった。また、陳情は、議員の紹介が不要で、議会や市長に行うことができるものである。議会が

受けた陳情は、平成27年度20件、平成26年度30件、平成25年度21件であった。それ以外に、市長に要望するものとして市民の声がある。

○伊藤委員

請願法では、請願者が単数でも複数でも国民は誰でも行えると考えられている。

○石黒委員長

市長に対する陳情は別なのか。

○事務局

市長への要望は、原則として、団体からの要望は陳情、個人からの要望は市民の声として受けている。個人からの要望は、365日メールであれば受け付けている。また、団体からは書面で受け付けている。

○石黒委員長

議会に対して意見をいう仕組みはあるということである。

○伊藤委員

受け付けているというのと、出してくださいというのは違う。

○石黒委員長

意見を出す制度はあるが、それを使いやすくする工夫も必要かもしれない。市民参加条例制定委員会のように市民参加条例の実施状況を見直す常設型会議も必要ではないかという意見があったが、自治基本条例と密接に関係している条例なので、自治基本条例検討委員会で行うことができるのではないかということで、常設型会議の設置は見送った。市民参加条例の認知度が低いことや市民参加の手法について理解が広まっていないのではないかなどという点で意見はあるか。もしくは、こういう仕組みや取り組みを行ってはどうかという意見はあるか。市民参加条例は自治基本条例とセットである。もう1点、11ページ第25条第4項に「市民協働の推進に関し必要な事項は、別の条例で定める」とあるが、まだ条例があるわけではない。これについて、何か意見はあるか。方向性の下から2番目に、「市民が協働の自覚・意識を高めていくことが必要ではないか」とあり、それが高まってから条例ということになるのかもしれない。条例はまだないが、支援する制度はあるのか。また、要綱か何かはあるのか。

○事務局

市では、自治会に対しては財政的支援、活動の手引きの作成、セミナー開催等の支援をしている。その他の団体等についても、財政的に、または様々な活動についての支援を行っている。NPO法人や市民活動団体に対しては、協働のまちづくり活動支援事業で、活動内容を公開選考会という形で、団体PRも兼ねて市民の前で発表していただき、財政的にも一定額を補助金という形で応援させていただいている。協働のまちづくり活動支援事業については、要綱を定めている。

○石黒委員長

要綱を定めて、支援活動を行っているということである。市民協働に関する条例を作るには、バラバラの事業で行っているのが難しいということもあると思う。何か意見はあるか。行ったり来たりするが、市民参加推進会議の関係で市に意見が出せる制度ということで、10ページ第24条第4項に「市長等は、広く市民の意見を聞き、その意見を反映させるための仕組み作りに努めなければならない」とある。先ほど市民からの政策提言のよ

うに市に意見を出せる制度について意見があったと思うが、市民参加条例制定委員会で第4項に対応する政策提案制度も規定すべきではないかという意見は出た。この政策提案制度を規定している自治体もあるが、あまり機能していないところが多いと聞いている。制度が浸透していないことも理由としてあると思うが。これに関して何か意見はあるか。パブリックコメントは市が何か行おうとするときに、この案に対して意見を聞くものであるが、政策提案制度は市が提示していなくとも、こういう制度を設けるべきではないかなどという意見を出す制度である。市民参加条例制定時には入れなかった。まだ市民参加条例が施行されて1年しか経っていないので、市民参加条例全体の浸透率が低いという課題があるため、今回は政策提案制度を見送って、将来的には参加制度を設けることになるかもしれないということによろしいか。

○各委員

よろしい。

○事務局

最大の問題は市民参加条例の認知度が低いことであると認識している。認知度が低いということは、市民参加の方法についてなかなか理解してもらえていないということであるので、いかに市民に市民参加条例を知ってもらうかが大事だと思っている。

○伊藤委員

条例を知っているかどうかの問題ではなく、市民参加の問題で、どういう参加の仕方があるか、参加自体にどう効果が現れたかをはっきりさせることが大事だと思う。

○石黒委員長

そのとおりである。

○伊藤委員

例えば、生活保護法を知らなくても、生活保護制度を知っているということがある。

○石黒委員長

条例そのものを知ってもらうというよりは、条例の中のこんなものがあるということを知ってもらうことが大事である。他に何か意見はあるか。

○山元委員

協働のまちづくり活動支援事業に選ばれた活動事例をお披露目する場は作っていると思うが、具体例を知る場がまだ少ない気がする。機会をもっと増やすことはできないか。

○事務局

選考会や報告会等の機会は設けている。まちづくり活動支援事業以外の市民活動団体の活動については、中間支援団体が開設しているホームページ等で紹介はしているが、まだまだご理解をいただけていない。PRの部分に課題があるので、関係するみなさまの協力をいただきながらPRしていきたい。

○田口委員

私は協働のまちづくり活動支援事業に応募し、実際に紹介していただいている。広報やホームページ等で団体の紹介をしていただいているが、さらにPRするとなるとなかなか難しい。

○石黒委員長

パブリックコメントだけではないが、手法の改善が必要かもしれない。パブリックコメ

ントの手法は決まっているが、意見、陳情、請願等の手法については改善の必要があるかもしれない。9ページ一番最後の「市民の声」に寄せられた市への要望は、内容によっては、意見、回答、対応を広く公表してはどうか」とあるが、こんな意見が寄せられて、こう変えてくれたのかが分かると、意見が出るかもしれない。

○事務局

この場でどうするとは答えられないが、こういった意見をいただいたことを所管課に伝えたい。

○石黒委員長

意見を出して変わることがあるということを知ってもらえたら、市民参加条例の認知度アップの1つになると思う。

○伊藤委員

第25条では市民協働の推進とあり、市民協働という言葉について市民同士の中の協力の概念を含んでいると思って議論してきたが、「条文と解説」の4ページの定義で協働の説明を読むと、協働とは市民と市が協力することであると書いてある。市民同士の中の協力はここでは協働とは呼ばないのか。そこで、主な取り組み状況のところ、市がどういう協働を推進したか、条件づくりをしたかの取り組み状況について、個人と企業がそういう協働を推進したかの資料があったらいいと思った。どこかに書いてあるのか。

○事務局

自治基本条例第25条の協働の定義は、「市民及び市が」となっている。市民の中には、住所を有する方だけではなく、市内で働いている、学んでいる、市内で事業活動その他あらゆる活動をしている方や団体を市民としている。市内であらゆる活動をされている方や団体と市との関係を協働と定義しているが、おっしゃるとおり、協働の形は市との関係性だけではないと考えている。事業間、団体間の協働も含まれると思う。解釈論になってしまうが、事業間、団体間の協働の取り組みについて、市も介在した中で応援させていただくという風に考えている。ご指摘のとおり、市民間、事業間の協働についての情報提供が不足している。

○伊藤委員

条文のほうの「市民及び市は」の市民を複数形と理解して、市民の中にいろいろなものが入っていて、市民同士の間と、市民と市の2つの意味があると理解していたが、解説のほうでは市民と市がという1つの関係だけ説明しているのでは、条文よりも狭い解釈になっているのではないかと。市が介在しない自発的な協働のあり方はどうかというのも調査していただけたらいい。

○事務局

ご指摘のとおりである。事業間、団体間の協働について市が介在という表現を取ったが、決して積極的な介在ではなく、情報提供・交換の1ツールとして市を使っただけであればという程度であり、そういった取り組みについてはみなさまに知ってもらえるものはPRしていかなければならないと考えている。市の目線から、パートナーと一緒にやっというところ、パートナーと一緒にやっというところに力点を置くあまり、伊藤委員のご指摘の部分についてなおざりになっている感があるので、解説書の記載などについて検討していきたい。

○石黒委員長

他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第7章については、これで終了する。

○事務局

意見集約結果に基づき、第8章から第11章を説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。住民投票についてはわかりやすくしたほうが良いということであった。第26条第3項は市長が独自にやることはできないのか。条例を作らないとできないのか。

○事務局

個別の案件に応じて、個別の条例で手続き等を定めた上で、実施することになる。

○石黒委員長

議会が住民投票をやると言わないとできないということである。第10章第28条について、恒常的にチェックする機関があったほうが良いのではないかという意見は以前あったが、そこまではする必要はないということで、現在行っている自治基本条例検討委員会を作ってチェックするという事に留まっている。さらに第11章の規定を受けて、この検討委員会を設置し、チェックし、見直しが必要かを検討している。今はこのやり方で4年に1回ということで行っているが、何か意見はあるか。

○伊藤委員

具体的にこうしなければならないということではないが、最高規範だとすると、他の条例との整合性を図らなくてはならない。憲法は事前チェックとともに事後チェックがあり、別の機関が整合性についてチェックを行う仕組みがあるが、自治基本条例でここまで本格的にやる必要があるのか自分の中で疑問が出た。

○石黒委員長

第28条で常設的な組織を用意すると、ご指摘のようなチェックが必要ということになる。4年を超えない期間ごとにとするのは4年に1回やれば良いという規定ではないが、現実には4年に1回になっている。そういう組織があれば、状況によっては、2、3年で見直しを行うこともある。ここでは、チェック組織を見直しの時に設けるとなっている。

○伊藤委員

改めて見ると、第28条のほうでは市は仕組みを作るよう努力しなければならないとなっていて、第29条のほうでは市が何かの機関を設けてではなくて、市自体が見直しを行うものとなっている。私は、第29条の視点よりは第28条の視点で発言していたように思う。先ほどの憲法の比喻で行くと、憲法が市の運営に当たって、窮屈であれば、市から見直しをしてほしいという要望が出てきて、それで見直すかどうかを市民の代表が集まって委員会で検討を行う。市の検討委員会は第28条で規定しているということではないかと思う。

○石黒委員長

見直しが必要かどうかの検討を、4年を超えないごとに市が行う。条例の条文を変えなくても、今のやり方を変えたほうがいいのかという意見はあり得ると思う。4年位に1回だと間が空くとか。具体的な案ではないが、市民参加条例の実施状況は毎年公表しているが、公表とともに市がやっていることについての自己評価をしてもらい、それを4年位に1回見直しするときにチェックすると、第三者が常時チェックではないが、毎年市民参加条例についてチェックしていることになる。市民参加条例は自治基本条例とある意味セットで、多くの部分は自治基本条例の前提が取り入れられている。今挙げたのはあくまで一案だが、恒常的にチェックする組織を設けるのは大変だと思うので、そういった工夫をしてみてもどうか。

○深瀬副委員長

今委員長が言った、市民参加条例の実施状況を毎年自己評価して、4年位に1回自治基本条例の検討の際に見直す案はいいと思う。

○石黒委員長

何らかの形で工夫していただければどうか。他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、第8章から第11章までについては、これで終了する。

### 3 その他

#### (1) 前回会議録について

- ・修正依頼なし。

#### (2) 次回委員会の日程調整について

### 4 閉会